

令和3年第3回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年9月2日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和3年9月16日（午前9時30分）

4. 応招議員

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 議長 | 野村泰也 | 7番 | 丸山修二 |
| 1番 | 山下茂 | 8番 | 光益良洋 |
| 2番 | 丸山幸弘 | 9番 | 池尻浩一 |
| 3番 | 竹下英治 | 10番 | 原野利男 |
| 4番 | 栗原福裕 | 11番 | 梅本哲 |
| 5番 | 江藤美代子 | 12番 | 野田成幸 |
| 6番 | 水落龍彦 | | |

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

| | | | |
|-----------------------------|-------|----------------------|------|
| 町長 | 渡邊元喜 | 住民課長 | 谷口裕子 |
| 副町長 | 飯田潤一郎 | 福祉課長 | 郷田貴啓 |
| 教育長 | 富山拓二郎 | 建設課長 | 樋口信吾 |
| 政策調整課長 | 丸山英明 | 産業振興課長兼 農業委員会事務局長 | 井上新五 |
| 総務課長兼庁舎建設推進室兼 選挙管理委員会書記長 | 鹿田健 | 協働推進課長 | 萩尾勝昭 |
| 会計管理者兼 税務課長兼会計室長 | 前田武博 | 教育委員会事務局教育次長 | 中島孝 |
| 環境衛生課長 | 小松朋雄 | | |

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 原野昌文 | 議会事務局係長 | 丸山順子 |
| 書記 | 山村広治 | | |

10. 議事日程

- 日程第1 認定第1号 令和2年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和2年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和2年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和2年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和2年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和2年度広川町水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和2年度広川町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第9 決定第2号 議員派遣の件
- 日程第10 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第3号のとおりであります。

日程第1～第7 認定第1号～認定第7号

○議長（野村泰也）

お諮りします。去る9月10日、一般会計等決算特別委員会に付託しておりました日程第1. 認定第1号 令和2年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7. 認定第7号 令和2年度広川町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第1. 認定第1号から日程第7. 認定第7号までを一括議題といたします。

本案について一般会計等決算特別委員長の審査報告を求めます。一般会計等決算特別委員会委員長、丸山修二君。

○一般会計等決算特別委員会委員長（丸山修二）

皆さんおはようございます。一般会計等決算特別委員会の審査結果について御報告を申し上げます。

令和2年度の各会計の決算認定案について、去る9月10日の本会議において付託されたので、9月13日から15日まで関係職員の説明を求め、慎重に審査し、次のとおり決定いたしました。

認定第1号 令和2年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定については賛成多数で、認定第2号 令和2年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第3号 令和2年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第4号 令和2年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第5号 令和2年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第6号 令和2年度広川町水道事業会計決算の認定については全会一致で、認定第7号 令和2年度広川町下水道事業会計決算の認定については全会一致で、それぞれ原案のとおり認定することに決定いたしました。

なお、認定するに当たり、特別委員会の意見を次のとおり報告いたします。

令和2年度決算に対する意見として、予算執行については適切で効率的な事業遂行が行われている。今後も住民福祉の向上のため、新たな財源の確保や経費の削減に努められたい。

全体的事項といたしましては、1、事業実施については、優先順位を適正に判断し、計画的な財政運営に努められたい。

2、コロナ感染状況が不透明であるが、国、県の補助金情報を的確に収集し、住民の公平性に着目した住民福祉サービスに努められたい。

3、新庁舎建設については、住民の利便性を第一に考慮し、スムーズな業務遂行ができるように構築されたい。

4、集中豪雨、地震等の自然災害に対応するため、広川町国土強靱化地域計画を基に、自主防災組織の活性化及び消防団との連携を強化されたい。

5、住民の健康増進を図るため、さらなる啓発活動等の充実並びにコロナ感染症対策の徹

底に努められたい。

6、町税等の納付の公平性を維持するために、新たな滞納抑制を図り、各課の連携による滞納徴収事務に努められたい。

7、小・中学校の連携を図り、教育活動の充実を図るための事業に取り組まれたい。

8、各種電算システムの安定した管理運営と事務の効率化を図るため、職員の人材育成に努められたい。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計においては、国民健康保険税の改正等については、住民に対する周知を適切に行われたい。

上下水道事業会計においては、1、上下水道事業の安定した経営及び環境衛生の向上を図るため、加入促進に努められたい。

2、一部事務組合の負担金等については、現状を十分に研究し、構成団体との協議を進められたい。

以上、報告を申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりました。

これから各会計別に審議を行います。

認定第1号 令和2年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

おはようございます。令和2年度は新型コロナウイルス感染による学校一斉休校からスタートいたしました。現在も感染拡大は収まらず、何より命を守る、暮らしを守る対策が今まで以上に求められています。

これまで町は、町長をはじめ、職員一丸となってコロナ対策に取り組んでいただきました。

令和2年度一般会計歳入歳出決算についても、評価すべきところは多々ございますが、看過できないものがあり、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論をいたします。

まず1つ目は、人権同和対策についてです。

人権同和教育推進事業費の報償費、講師謝礼として、当初434千円の予算が組まれました。町民全体に広く参加を呼びかけ、人権意識の啓蒙を図る目的です。しかし、コロナ禍の中、「なるほど人権セミナー」や「心をつなぐ“ひろか和”の集い」などは中止を余儀なくされました。そのため、不用額が226,500円出ています。しかし、207,500円の支出があります。このうち、20千円は学校で行われた講演会の講師料です。そのほかに、教育集会所で行われている識字学級10回の費用弁償代に67,500円、同じく教育集会所で行われている生け花教室12回の講師料に120千円が支払われています。この識字学級や生け花教室は教育集会所で行われているものであり、広く町民に呼びかけた行事ではございません。

また、これは例年、広川町同和地区文化活動補助金をもって行われているものです。その活動費として、令和2年度も382千円の決算が報告されています。

コロナ禍の中、様々な催しが中止を余儀なくされました。お年寄りの楽しみであるサロン活動、学校内の様々な行事、子供も保護者も楽しみにしている授業参観などなど、ほとんど行われませんでした。文化団体の発表の場である文化祭なども中止されました。

ちなみに、文化祭支援事業費は、行事中止のため、予算495千円でしたが、決算は195千円となっています。

このように、コロナ禍の中、町と町民が一体となってコロナの感染拡大防止に努めてきました。そのような中、生け花教室12回、識字学級は年間10回も開催しています。識字学級については、延べ参加人数141名とあります。町はこの開催に中止の指導をするどころか、同和地区文化活動補助金として補助金を出しているにもかかわらず、さらにそれに上乗せをして講師料などを支出、開催を勧めています。いかがなものでしょうか。

このほかにも人権同和対策振興費として、同和地区解放会館運営費に602,378円、人権同和問題啓発活動団体支援事業費2,824,424円の支出があります。この支援事業費は、一部の特定団体に対して特に手厚く助成されています。この補助金でどのような費用対効果があったのか検証することなく、毎年度、同じ金額の支出です。

また、教育集会所管理費は1,249,053円で、前年より約310千円の増額支出となっています。

平成28年に施行された部落差別の解消の推進に係る法律は、3つの事柄の実施を求めています。1つ目は相談体制の充実です。2つ目は教育啓発、3つ目に部落差別に係る調査の実施です。

さらに、附帯決議がございます。「部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。」、また「教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。」とあります。

同和地区、同和関係者を対象とする特別対策は平成14年3月に終了し、その後の対応は一般対策の中で実施していくことという総務大臣の談話がございます。

特定団体、特定地域に特化した補助事業ではなく、一般対策とすべきと考えます。法律にのっとり、真に人権尊重の広川町となるよう、施策の見直しを求めます。

次に、教育予算です。

一般質問でも申しましたが、安全対策、コロナ対策、ICT教育などに向けての備品、消耗品などがPTA会計から支出されています。公教育である学校教育予算は、PTA会費や校友会費に頼らず、町の会計から支出すべきです。

今後、学校の実態、要望を丁寧に聞き取り、PTAに頼らない予算執行を求めます。

最後に、町債ですが、令和元年度末残高は約70億円に対して、令和2年度末残高は約78億円になっています。庁舎建設、災害復旧対策など増加傾向です。この町債を住民1世帯当たりだとすると約990千円、住民1人当たり約400千円と、監査委員会の報告がございます。このことが将来の住民の負担にどのような影響があるのか、また、町の財政にどのような影響が出てくるのか、住民に説明すべきではないかと考えます。

以上、令和2年度歳入歳出決算の認定に反対いたします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

反対討論がありましたので、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、今回は決算審議でしたが、令和2年度の予算審議においても私たちは承認し、通過しております。補正時においては十分な説明をいただいておりますし、今回、執行状況においても、コロナ禍においてその対策を優先に動かれた上、十分な審査をし、十分な説明をいただいております。

同和問題においても、不用額についてはいろんなところで発生しております。いろんなイベントの延期や残高の使い方、支払い方についても、今回、緊急性があったので、今後の契約時等において規約にのっとった、あるいは規約を作成して当たってほしいということを伝えております。

また、同和問題の件ですけれども、平成28年ですかね、部落差別解消推進法が施行されて、今でもやはり同和問題が社会的に存在していることが明確化されております。今、町も全ての差別をなくすことに取り組んでおり、この件に関しては本当に妥当だと思っております。

また、一部の行動と言われますけれども、真に差別を受けた方がその取組に携わっていただけるのは本当に身近に実体験として感じるべきであり、その方たちが行動されている、こういうことは本当に大事なことと受け止めて、今後もその団体においても、さらに一般に広がるような取組を、内容をお願いしていただきたいと思うところであります。

学校備品についても、学校単位の判断でなく、限られた町予算の中、足りない部分、特に、その内容については、PTA活動につながる備品の購入においては、学校、保護者、十分に相談し、PTA内での相談の中で、それに関わる部分を購入させてもらっています。今、自分がPTA役員として携わっておる中、保護者で十分の理解ができていない方もいらっしゃると思いますけれども、その方たちの意見が出ているかもしれませんが、これにおいては本当に学校とPTA、きちんと相談した上で使わせていただいております。

今回、いろんな面で十分な審議をし、説明をしていただいた上での決算について、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

これをもって討論を終結いたします。

これから認定第1号 令和2年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和2年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第2号 令和2年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和2年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第3号 令和2年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和2年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって終結いたします。

これから認定第4号 令和2年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和2年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第5号 令和2年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和2年度広川町水道事業会計決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第6号 令和2年度広川町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和2年度広川町下水道事業会計決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第7号 令和2年度広川町下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

なお、先ほど委員長が報告しました委員会の意見を私の名前をもって町長に対し提出したいと思いますので、御了承願います。

日程第8 発議第1号

○議長（野村泰也）

日程第8. 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め

る意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

発議第1号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求める意見書の提出について

標記の議案を、会議規則第13条第1項及び第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

裏面をお願いいたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

この意見書については、全国町村議会議長会の取組として全国的に行われるものでありますので、皆様よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

よって、発議第1号は原案のとおり関係機関へ送付することに決定いたしました。

日程第9 決定第2号

○議長（野村泰也）

日程第9. 決定第2号 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しております議案書のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣はお手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第10 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（野村泰也）

日程第10. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第3回広川町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時3分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 野 村 泰 也

6 番 議 員 水 落 龍 彦

12 番 議 員 野 田 成 幸